

春日井市中小企業振興基本条例(中間案)が発表されました

市民意見公募手続(パブリックコメント)は9月8日(金曜日)まで

春日井民商だより

春日井市ことぶき町一八三
☎八一一一四八二一
FAX 八一一九七五六



春日井民商が毎年の市交渉で要望してきた「中小企業振興基本条例」について、昨年の市交渉で「春日井市中小企業振興基本条例」の策定について検討しています」の回答がありました。

8月9日に春日井市中小企業振興基本条例(中間案)が発表され、9月8日まで市民意見公募手続(パブリックコメント)が行われます。よりよい条例にするために積極的に意見を届けましょう。発表された「中間案」は次のとおりです。(一部抜粋・全文は春日井市ホームページを参照ください)

中小企業振興基本条例を制定するにあたっての趣旨

私たちのまち春日井市は、名古屋市を中心とした中部経済圏に位置するとともに、道路や鉄道、空港などの広域交通の利便性が高く、また、内陸地域に立地する災害に強い地域であるといわれていることから、これらの優位性を活かし、多くの企業が事業活動を展開してきました。春日井市の企業の大多数は、小規模企業を含めた中小企業です。中小企業は、多様な事業活動により、地域経済の活性化に寄与するとともに、雇用の場を提供し私たちの暮らしを支えたり、地域に根ざした活動を通じて地域社会に貢献したりするなど、本市の成長を牽引する大きな原動力として、重要な役割を果たしてきました。こうした中小企業の役割は、地域経済の持続的な発展や市民生活の向上などに不可欠であることから、「産業振興は、本市の持続的な発展を生み出すための推進エンジンである。」との考えのもと、将来にわたる中小企業の持つ力が十分に発揮されるよう、中小企業の自主的な努力に加え、春日井市や春日井商工会議所、その他中小企業に関わる全ての関係者が、同じ思いのもとで連携し、中小企業の振興を力強く推進していくことが重要です。私たちはこうした認識に立ち、中小企業に関わる全ての関係者の総力を結集し、地域全体で中小企業のさらなる振興に取り組むため、この条例を制定するものです。

1、目的

中小企業の振興についての基本理念を定め、市及び春日井商工会議所の責務、中小企業者の努力、その他関係機関の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本方針を定め、これを地域社会が一体となって推進することにより、地域産業の活性化を図り、もって地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与すること。

3、基本理念

中小企業の振興は、次の基本理念に基づいて推進しなければならない。ア 中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を基本とし、経営の改善並びに持続的な成長及び発展が図られること。イ 中小企業者が、多様な事業活動を通じて、地域経済の活性化を促進し、雇用の創出及び安定をもたらす等、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしているという認識のもとに行うこと。ウ 市、商工会議所、中小企業者、

中小企業団体、大企業者、金融機関、支援機関及び大学等が相互に連携するとともに、市民の理解及び協力を得ること。

今年(2023)の春日井市交渉は11月24日(金)午前10時頃に決定
要望書は10月上旬に提出します。積極的に意見をお寄せください。

倉敷民商弾圧事件

差戻第2回公判は10月25日(水)
8月8日におこなわれた弁護団・裁判所・検察の三者協議で第2回公判が10月25日(水)午前10時から行われることが決まりました。今回の公判では倉敷民商にきた査察官(職務職員)他の尋問が行われる予定です。全国連絡会では第2回公判までに30万署名達成が呼びかけられています。引き続き署名へのご協力をお願いします。

倉敷民商弾圧事件無罪を勝ち取る愛知の会の今年の総会は十一月十九日(日)に予定されています(午後2時から労働会館で)。皆さんのいっそうのご支援をお願いします。



今年の前座公演は10月9日(月・祝)午後2時開演
宮部みゆき原作
あかんべえです
特別料金7,500円(定価8,500円)
鑑賞希望の方は事務所までご連絡ください。(折込チラシを参照ください)

小豆島ソーメン完売しましたご協力ありがとうございました